**北秋田市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要項**

熱中症による健康被害を防止するためには、極端な高温の発生時に暑さを一時的にしのぐ場の利用促進が重要であることから、気候変動適応法が改正され、指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を市町村長が指定できることとなりました。

北秋田市では、市民の生命と健康を守るため、公共及び民間の施設をクーリングシェルターとして指定し、熱中症による健康被害の防止に取組んでおり、クーリングシェルターを市内に広く設置するため、御協力いただける民間施設を募集しております。

１　実施内容

クーリングシェルターに指定された施設は、主に次の内容を実施していただきます。

（１）　熱中症特別警戒アラート発表時など気温の高い日に、住民等が高温を避けて休憩することができるよう、施設の一部を休憩スペースとして開放すること

（２）　各施設の出入口等、見やすい場所へ市指定のクーリングシェルターである旨を表示したマークの掲示

（３）　休息用の椅子などの設置（既設の休憩スペースのもので可）

（４）　冷房設備の適切な管理

（５）　クーリングシェルターを開放する日時等の公表

２　応募資格

応募資格は、市内に所在する施設で、次の「北秋田市指定暑熱避難施設指定基準」を満たすことができる施設とします。

【北秋田市指定暑熱避難施設指定基準】

（１）　適当な冷房設備を有すること。

（２）　椅子の配置があるなど、適切な休息が取れる空間を確保できること。

（３）　秋田県に熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を住民その他の者の暑熱避難のために開放することができること。

（４）　指定暑熱避難施設の開放について、開放する日及び時間帯、受け入れ可能

人数などを、事前に市広報、市ホームページ、新聞等に公表できること。

（５）　指定暑熱避難施設に指定された際、施設の出入り口などに指定施設であることを掲示できること。

（６）本市と指定暑熱避難施設に関する協定を締結することができること。

４　施設運用期間

クーリングシェルターの運用期間は熱中症特別警戒情報発表時とし、運用することができる日及び時間などは各施設の実情に応じますが、熱中症特別警戒アラートが発表されていない日であっても、気温が高い日は可能な限り市民等の暑熱避難の受入れについてご協力をお願いします。

５　応募方法

クーリングシェルター設置にご協力頂ける法人様等におかれては、別紙指定申込書に必要事項を記載の上、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法によって、北秋田市総務課にご提出をお願いします。

６　提出後の流れ

申込書提出後の流れは、次のとおりとなります。詳細は、「北秋田市市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）指定手続きの流れ」をご確認ください。

（１）　北秋田市総務課にて申込書を受理

（２）　申し込み内容や施設の状況確認・審査

（３）　施設管理者と北秋田市との間で協定を締結、クーリングシェルターとしての指定を決定

（４）　市が指定するクーリングシェルターとして、市ホームページ等で施設などの「名称」「所在地」「開放可能曜日・時間帯」「受け入れ可能見込人数」等を公表

（５）　クーリングシェルターの運用開始

７　市からの情報の提供、協力等

市は、クーリングシェルターに指定した施設と協議の上で、次に掲げる方法等により情報提供を行うほか、その他開設運営のために必要な協力を行うものとします。

（１）　施設が市指定のクーリングシェルターである旨を表示したマーク表示の配布

（２）　熱中症予防に関する啓発資料の配布

（３）　熱中症特別警戒情報の発表時における情報提供

８　その他

　公序良俗に反する場合、取組の趣旨に適さない場合など、市が不適当と認める場合は、クーリングシェルターとしての指定を行わない場合、または指定を解除する場合があります。

**＜クーリングシェルター指定のお申込み・お問合せ先＞**

〒０１８－３３９２

秋田県北秋田市花園町１９番１号

北秋田市総務部総務課危機管理係

TEL ：０１８６－６２－６６０２

メール：kikikanri@city.kitaakita.akita.jp